

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成29年度第1回)

1 日 時 平成29年8月22日(火)
午後2時から午後4時まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第4会議室

3 出席者

(1) 委 員 阿部 紀子
大室 千里
加藤 隆之
加藤 哲実
木田 幹郎
木野 貴夫
室 惇子

(2) 市職員	行政管理部危機管理担当副参事	矢部 隆之
	行政管理部防災危機管理課危機対策係長	藤本 弘行
	行政管理部防災危機管理課事務職員	杉田 幸優

(3) 事務局	政策総務部広報課長	山下 隆久
	政策総務部広報課課長補佐	阿部 美佐
	政策総務部広報課広聴担当主査	中澤 浩也
	政策総務部広報課広聴担当主任	小松 弘幸

4 議 題

- (1) 電子計算組織の結合の制限について（審議事項）
- (2) 個人情報取扱事務届出の一覧について（報告事項）
- (3) 府中市個人情報の保護に関する条例の改正について（報告事項）

5 議事要旨 別紙のとおり

平成 29 年度第 1 回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

---（資料確認、開会挨拶及び職員の紹介については省略します。）---

（事務局） それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
加藤会長、よろしくお願いいたします。

（会 長） それでは、議事を進行させていただきます。
本日の審議会につきましては、府中市情報公開条例 32 条によって、会議公開の原則が定められているため、原則公開としたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。また、議事録は、市政情報公開室や中央図書館、ホームページ等で公開となりますが、議事に関して発言した委員の方の表記は、私の場合は「会長」、皆様の場合は「委員」ということで、個人名は特定できない形で公表されることになっております。

それでは、ただいまから、平成 29 年度第 1 回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議会ですが、10 名の委員のうち 7 名に出席いただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第 4 条第 2 項に定める、会議を開くことができる委員の人数である、半数以上を満たしていることを報告いたします。

それでは、会次第の 2、議題に入りたいと思います。

まず、1 の審議事項、電子計算組織の結合の制限につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

（広報課長補佐） それでは、資料の見出しの②「個人情報の取扱いについて〈諮問〉」をご覧ください。

---（諮問書の読み上げについては省略します。）---

本日、ご審議いただきますのは、本市において新たに開始する個人情報を取扱う事務において、個人情報を電子計算組織で結合することの可否についてでございます。

初めに、次ページの、見出し③、3 ページ、資料 1 「諮問事務一覧表」をご覧ください。

個人情報を電子計算組織で結合する事務として、「被災者生活再建支援業務」をご審議いただきます。

それでは、当該事務の概要でございますが、事務の対象となる個人の範囲は、全市民、電子計算組織の結合先は被災者生活再建支援システム、提供する情報の内容は住民基本台帳情報と家屋台帳情報、電子計算組織を結合する理由は、罹災証明書の迅速な発行のためでございます。

ます。なお、本件の運用開始は、平成29年10月を予定しております。

次に、見出し⑦、「府中市個人情報の保護に関する条例」の15ページ、第15条をご覧ください。この条文は、個人情報进行处理のために市の電子計算組織と、市以外の電子計算組織を通信回線により結合することの制限を定めたものでございます。例外的に結合できる場合が、その下に列挙されており、法令等に定めがあるときと、本審議会の意見を聴いて、職務上特に必要であると認められたときも、結合できるとしております。本件は、この規定により、法令等に定めがないため、本審議会にご意見いただきたく諮問するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課よりご説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(防災危機管理課
事務職員)

被災者生活再建支援業務について、ご説明させていただきます。被災者生活再建支援業務は、災害発生後に被災者の避難生活の解消から生活復興を実現するまでの道のりを、直接的また間接的に支える業務となっております。その内容は3つの業務に分かれており、被害認定調査業務、罹災証明書発行業務、そして被災者台帳作成業務がございます。

まず、被害認定調査業務については、被害認定調査業務は住基・家屋情報を専用端末にインポートし、発災後に発行端末より被害認定調査票を発行し、その調査票を使用して家屋の被災状況を調査する業務となっております。

罹災証明書発行業務については、罹災証明書発行業務は、被害認定調査の結果を被災者生活再建支援システムに読み込み、データ化された調査結果を被災者に確認したうえで罹災証明書を発行する業務となっております。

最後に、被災者台帳作成業務については、被災者台帳作成業務は罹災証明書発行状況等により被災者台帳を作成し、被災者支援について支援漏れや手続の重複をなくし、中・長期にわたる災害者個々の支援状況を一元的に管理する業務となっております。

次に、システム構成等についてですが、被災者生活再建支援システムには2種類ございます。1つは、自治体が個別に機器の導入・構築を行うクライアントサーバー型といわれるものです。もう1つが、都内の自治体が共同でシステムの導入・構築を行う共同利用型といわれるものとなっております。なお、府中市は後者の共同利用型を導入いたします。

それでは、5ページにございます別紙1をごらんください。別紙1には被災者生活再建支援システムについて記載をしております。本システムは災害後から生活再建までの一連の流れを行うシステムとなっております。システムを使用するに当たり、住民・家屋情報をシステ

ムにインポートする必要があるございます。このインポートと同時に、被害家屋の調査を行うために必要な被害認定調査票を発行端末より発行し調査をいたします。各被害家屋の調査が終わりましたら、その調査票をスキャナにて読み込み、調査結果をデータ化いたします。その結果を、先ほど申しあげましたインポートした住民・家屋情報をシステム内でデータ化をし、被災者の了承を得たうえで罹災証明書を発行するものとなっております。その後、罹災証明書等により受ける各支援の状況等をもとに被災者台帳をシステム内で構築し管理を行います。こちらは、システム上で行うため、情報の更新等も円滑に行うことが期待できるものとなっております。

続きまして、別紙２についてご説明いたします。次のページをご覧ください。ここでは、住民情報と家屋情報の共同利用サーバーへのインポートについてご説明いたします。

まず、本システムを扱うためには住民・家屋情報が必要であり、システム内にインポートする必要があるございます。そのインポート方法についてですが、まず、住民・家屋情報をCSV形式に変換し、その情報をUSB等の可搬記録媒体によりシステムを実際に扱う端末内に取り込む形となっております。本システムにはそのCSVファイルをアップロードできる機能が備わっておりますので、その後、その情報をアップロードしてシステム内に読み込みます。読み込まれた情報は、L G W A N回線を使って本システムを運用する委託会社の共同利用サーバーに取り込まれ、そこで初めてシステムが使用できるという仕組みとなっております。

このように、本システムにおいて大量の情報をデータ処理、管理できるほか、罹災証明書を早期発行することにより、被災者の生活再建のための支援が迅速かつ効率的に行うことができます。

個人情報の取り扱いについてですが、先ほど別紙２でもご説明をさせていただきましたが、本システムを使用するに当たり、住民情報と家屋情報を委託会社が運営するサーバーにL G W A Nを通してインポートすることが必要となっております。このように、個人情報を処理するため、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線を結合することとなりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

(会 長) 委員の皆様方からご質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員) 別紙２の図についてですが、今の話ですと破線より右側が委託業者のシステムになり、市のシステムと委託業者を直接通信で結ぶように見えないのですが、どういうことなのでしょう。

(危機管理
担当副参事) 委託業者との境となるのは、その先の共同利用型のサーバーにアップロードするところとなり、L G W A N端末というのは、市役所内で

我々が使っている端末になります。

(委 員) このシステムは、23区内でも使っているものなのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 現在使っているというわけではなく、本年度から、東京都が市区町村から参加団体を募って、共同利用型という形で始めるものです。ただし、ほぼ同じ型のシステムを単独で入れているところも11市区ございます。

(委 員) 単独で11市区で取り入れているというのは、共同利用型システムではなく、共同利用型システムに関しては、まだ運用されていないということですよね。

(危機管理
担当副参事) そのとおりです。

(委 員) 共同サーバーを利用することで、例えば、災害で府中市役所が潰れるなどして機能しなくなったときに、共同システムを使っている他の自治体の協力で対応が可能になるということですか。

(危機管理
担当副参事) まず、既存データを取り出して送るという作業がありますので、本庁舎が潰れてしまうという状態になってしまいますと、他市が無事でもすぐに動かすことはできません。

ただ、府中市の場合、防災危機管理課があります東京消防庁府中消防署と一緒に建ついている建物につきましては、免震構造になっておりますので、そこは無事だと想定しております。また、北庁舎4階にあります情報システム課につきましても、新しい耐震基準でつくられた建物ですので無事だと考えていますので、通信回線さえ生き残っていれば府中市のデータを共同利用型サーバーに送り、動かすことは可能と考えております。

動かせる基礎さえあれば、共同利用型ですので、例えば、立川断層帯の地震の場合、多摩地区が大きく被害を受けても、大田区のほうはほとんど被害がないという想定になっていきますので、そういう同じシステムを使うところから応援に来ていただいて運用することは可能であり、そこが共同利用型の有利な点と思っております。

(委 員) USBでデータをL G W A Nのところに移すとのことですが、それは常にUSBに保存されているものなののでしょうか。それとも、移す際にサーバーから取り出すのでしょうか。

(危機管理) こちらは、災害対策基本法により、災害が発生した場合にデータを

担当副参事) 使えるという形になっておりますので、事前にとっておくということは基本的にしません。そのときにシステムを立ち上げて、データを可搬記録媒体に落としたうえで、それをL G W A N端末を使って共同利用型のサーバーに送り、初めて使えるようになるというシステムを想定しております。

(委 員) 費用はどのくらいかかるのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) まず、家屋データや住基データをC S Vに落とす作業にかかる費用が1 6 7万4, 0 0 0円ほど、そのほか共同利用型サーバーを利用する月額のコストが、税抜きで2 6万8, 0 0 0円になっております。

(会 長) それは災害が起きないときも毎月2 6万円払うのですか。

(危機管理
担当副参事) そのとおりです。

(会 長) 災害のときだけ対応してもらいたいと思いますが、災害が発生していないときも毎年3 0 0万円払うのは、どういった意味があるのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 災害はいつやってくるかわかりませんので、それまでに少しでも使い方を習熟しておくということで、事前に入れさせていただく形になります。熊本の地震のときにも最終的には今回のシステムを持って行って稼働させたのですが、かなり初動対応で混乱しまして、罹災証明の発行まで日数がかかっています。これは、基本的に事前の訓練は一切なく、発災して数日たってからこのシステムを導入したために時間がかかったと聞いておりますので、いつでも対応できるように用意をさせていただければと思います。なお、このシステムは、地震だけでなく水害等にも使えるシステムになっております。

(会 長) 大地震の場合、基本的に通信回線は生きるのでしょうか。例えば、熊本規模の地震が起きた場合はどうですか。

(危機管理
担当副参事) 基本的には、すぐに途絶するとは考えておりませんが、大地震ですので、その程度によっては1 0 0 %保証されているものではございません。

(委 員) 大地震というのは、東日本大震災くらいのものだと思うのですが、そのときは、いろいろなシステム等は稼働したのですか。何日かたたないと稼働しなかったのですか。

(危機管理
担当副参事) 東日本大震災のときの状況は、把握していないのですが、熊本の地震では、早目に使えたと聞いております。

(会 長) 確認ですが、共同利用型システムを使わなくてはならない理由をもう一度お願いします。

(危機管理
担当副参事) 共同利用型は、基本的に東京都が推奨しているものですから、都内ほとんどの区市でこちらを入れる予定になっております。共通して同じシステムを使うということで、先ほどご質問をいただいたように、どこかで災害があったときにすぐに応援に行っても同じものが使えます。また、個別に設備を入れるより、安く導入することができます。

(会 長) 共同となっていますが、ほかの自治体が見ることができるのですか、そうではないのですか。

(危機管理
担当副参事) 委託会社でサーバーを持ちますが、その中に府中市分をつくるという形になり I D 等で管理しますので、他の自治体の分を見ることはできません。

(会 長) 本審議会としては、個人情報漏洩する可能性があるとかそういう点を審議する場だと思っており、話がそれるかもしれないですが、毎月 26 万円かかるのは常識的には考えにくいと思います。訓練とおっしゃるけれども、実際に何をやるのでしょうか。大地震が起きてしまったら、職員自身も被災しますし、どうしようもないですよ。全てのリスクを想定したら、その分コストがかかります。生きていくうえでリスクは絶対あるわけで、どこまでお金と引きかえにするかとなった場合に、今回の件は、そこまで費用がかかるのはどうかと思います。

もちろん、証明書をもらえば、それにこしたことはないと思いますが、実際に災害が起きてしまった場合は、食料や水などのほうが重要だと思います。罹災証明書で助かる人がいるのはもちろんわかっていますが、府中市できちんとしたシステムを持っていれば、証明書はいつかは出るわけであり、そのために税金を毎年 300 万円使うのは妥当なのではないでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 平成 25 年に災害対策基本法が改正され、被災者生活再建を速やかに行うために、まず罹災証明書を発行することが市の責務となり、その後、それをもとにさまざまな支援をしていく被災者台帳をつくるという形になってきたというのがスタートです。平成 25 年から何年もたっていますが、なかなかこのシステムの導入が進まないということ

で、今回、東京都が音頭をとり、少しでも安く導入できるシステムとして各市町村に声をかけ、それに府中市が乗らせていただくということで、今回諮問させていただいています。

(会 長) 確認ですが、もともと住基と家屋台帳の情報がありますが、被災者台帳というのはどういうものなのですか。

(危機管理
担当副参事) 被災者台帳は、一番大きな目的である家屋の被災状況等の情報はもとより、それにかかわって今後支援するためのさまざまな支援金、支援制度などを一元的に管理するためにつくられるものです。

(会 長) その前提として、結局、被災したということを確認しないといけないですよね。当然そこにかかなりの時間がかかると思いますが、システムを導入してもしなくても、いずれにしても台帳を作成するのに時間がかかるのではないですか。

(危機管理
担当副参事) まず、家屋データと住民データを使って、被災状況を確認するための調査票をつくらせていただきます。その後、調査票を持ってそれぞれの家に行き、被災状況を調査する流れです。

今回のシステムは、そのデータ送信と調査票作成、また調査結果を読み込んでデータ化し、その後の支援に使うという一連の流れがシステム化されていまして、余分な時間がかからず少しでも早く被災状況を特定できるというものです。

(会 長) おっしゃっている話はよくわかりますが、共同利用型システムにつなげる理由がよくわからないので、そこをもう一度お願いします。

(危機管理
担当副参事) 共同利用型のサーバーにつなげる理由は、データの格納場所ということで、単純に言いますと単独でシステムを入れるより安くなるためです。

(委 員) 共同利用型サーバーというのは、セキュリティが堅固な場所にデータを保管できるということですよね。

(危機管理
担当副参事) まだ、契約には至ってなく、東京都全体で組織している共同利用型の協議会で話を詰めているところですが、東京都の共同利用型サーバーにつきましては、東日本電信電話株式会社のセンターに置かせていただく予定になっていますので、そういった費用も含まれる形になります。

(会 長) 今回のシステムは、被災した後の話で、大きなダメージを受けて台

帳をつくれなかった場合、共同利用サーバーにデータを上げることもないと思いますが、それでも毎月費用がかかるわけですね。

(危機管理
担当副参事) 災害が起きて運用できる状態になってからシステムを入れればいいだろうという話もあると思いますが、熊本の地震のときがその状態に近かったという形になります。そのため、法で整備を求められている状況にあります。

(会 長) 法律は抽象論しか言っていないではないでしょうか。
簡単に言うと、指定形式のCSVをつくるのが事前の準備なのではないでしょうか。また、それは、事業者に頼まないとできない作業なのではないでしょうか。今回のシステムを入れなかった場合のデメリットを教えてください。

(危機管理
担当副参事) 本システム導入の経緯は、過去に起きた大災害のときに、被災者支援の大もととなる罹災証明書を発行するのに時間がかかったということで、熊本地震でも毎日のようにテレビ等で報道されました。そういったことを防ぐために、速やかな罹災証明書の発行と、その後の被災者支援につなげるために本システムを導入しようと考えています。

(委 員) 府中市としては住基や家屋のデータを持っているわけですが、それを共同利用サーバーに移動させなくてはいけない理由がわかりません。本来は自治体の中で災害対策のためのしっかりしたデータづくりをしていれば問題がないのではないかと思います。

(危機管理
担当副参事) 今、おっしゃったとおり、市の中できちんと災害に対応した体制を構築するために、今回のシステムとして導入したいと考えているところです。

現状、国が提示しているエクセル等でできている被災者台帳システムがインターネット上で入手できるようになっており、何かあったときにはそれを使う予定にしていますが、25万人の市民に対応するには、かなり時間と手間がかかると思います。

(委 員) 自治体側でクライアントサーバー型を導入してしまうと、通常5年で入れかえなければならないのに対し、共同利用型のほうは、その必要がないというのも判断材料の1つでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 共同利用型でも機器の更新等がありますので、同じく5年程度の期間で機器の更新等は必要になってくると思います。

(委 員) 速やかにマッチングさせるという意味では、個人情報をつなげるこ

とは必要だと思いますが、この事業について、議会ではどう議論されているのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 個別事案で議会に報告はしていませんが、本年度の予算案に上げており、議会で承認いただいたと考えております。また、議会の一般質問等で、導入に関する話を何度かいただいております、それらも含めて導入を決めた形となっております。

(会 長) 被災者生活再建支援システムの構築に167万ほどかかるということですが、システムの構築とは具体的に何でしょうか。

(危機管理
担当副参事) 罹災証明書の発行、発行のための調査票の出力や罹災証明書の発行、被災者台帳の運用にかかるシステムとなっております。

(会 長) 罹災証明の内容は、市が入れてくださって、市民が何らかの方法で証明書の引き落としができるというようなイメージですか。

(危機管理
担当副参事) 罹災証明書につきましては、対面式で調査した結果にご納得いただいているかによってその後の流れが変わるため、単純に機械で発行できるものではありません。調査結果について、対面でご説明するのを支えるのがシステムの1つになっています。

(会 長) 対面で調査しなくてはいけないのであれば、その段階できちんと情報を入れ込んでいかななくてはならず、その作業が一番大事で、あとはそれをどう発行するかということだと思います。そのために、このシステムを本当に利用しなくてはいけない必要性がわかりません。

(危機管理
担当副参事) 熊本地震では、システムを導入していなかったためかなり罹災証明書の発行が遅れ、復興のスタートに若干つまずきがあったと認識しておりますので、少しでも早く罹災証明書の結果を被災者にお伝えし、その後の被災者支援を受けることができるよう、このシステムの導入は重要だと思っております。

被災状況は、1つ1つ現地で調査をしますが、このシステムにより、住民記録と家屋データを統合することができ、調査に行くための資料を従来より短時間でつくることできることとなります。

(会 長) 業者のサーバーにデータを保管するという話がありましたが、保管している情報は随時変わるので、データを更新しなければならないと思います。その作業を全て業者がするというのであれば、府中市の規模ならば年間300万円払うのもおかしくないと思えるのですが、そういうことでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 災害が起きてからデータを送るため、データの更新作業はありません。

(会 長) 皆様いかがでしょうか。

(広報課長) 今回の諮問については、市としてシステムの導入自体は10月に開始されますが、それに伴い個人情報のデータを民間のサーバーに送るという個人情報の取り扱いについてご審議をいただければと思います。

(委 員) この事業を実施するか、しないかではないのですよね。

(会 長) 認めないという結論はありだと思います。予算が議会で認められているので、それで決まりということならば、審議会で審議する意味がありませんから。

(委 員) 指定形式のCSVは、システムへのアップロード後、すぐに破棄するのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 送信が確認でき次第、破棄すべきものと考えております。

(会 長) 災害が起きたときにデータ送信作業をするという話ですが、なぜそのときから契約ができないのですか。

(危機管理
担当副参事) いつでもデータを入れられるように専用サーバーを空けておいてもらうということもあります。

(委 員) 例えば、審議会として、予算の関係でこのシステムをもう一度考え直してほしいという意見をつけて回答することのはできないのでしょうか。

(会 長) おそらく、予算は議会が決めることですので、審議会が意見として出せるのは、本件の個人情報について外部サーバーと電子計算組織の結合をする必要は認められないということだと思います。

(広報課長) あくまで個人情報保護の観点でご判断をいただく形になります。

(会 長) 元データは市がつくっているものなので、システムを買うというのであればわかるのですが、毎月料金を支払わなければならないのは疑問を感じます。システム自体が欲しいというのはわかりますので、何

かほかの対応ができないのかなと思います。

(危機管理
担当副参事) 参考までに、東京都の共同利用型システム利用の総額は3億円を超える金額になっております。それを各市町村で共同で入れる形になっているため、各市町村の人口割で金額を決めております。なお、契約するのは民間会社と各市町村となります。

共同利用型につきましては、参加自治体が、区市町村合わせて33自治体、そのほかに先行で個別のシステムとして導入しているのが11自治体ほどとなっています。

(委 員) CSVへの変換は、災害が起きたときの1回だけでしょうか。初年度、研修等があるということですが、そのときに、仮のデータで訓練するのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 個人情報にかかるデータを使わせていただくため、災害対策基本法でも、発災後にデータを使っていいという形になっているものですから、訓練等は仮という形ですることになると思います。

(委 員) 東日本電信電話株式会社が行っているのは、トレーニングから被災者台帳管理までの全体の費用ということでしょうか。

(危機管理
担当副参事) 今回、東京都が音頭を取って都下全市町村に同じシステムを入れたいということで進めておりますので、研修費については東京都が負担することになっています。それ以外のところを各市町村で人口割するという形になります。そのため、単独で入れた市ですと、全体で1,800万円から2,000万円くらいかかり、5年リースの場合は、年間400万円ほどの費用がかかる形になっています。

(会 長) 例えば、被災者が2,000人のケースがあれば、2万人のケースもあるでしょうし、このシステムが本当にそこまで有効なのかというライン引きが難しいのと、大きい地震が来た場合は、他の自治体も大きな被害を受けますから、本当にシステムが役に立つのかという問題があり、本当に難しいです。

(広報課長) 府中市は立川断層帯という地震被害が非常に懸念されている部分があり、例えば、家屋のガラスが1枚割れてしまったところからも罹災の判断をしないといけないので、調査員はかなりの量を調査しなければいけないのは事実です。現在、資産税課の職員が20人くらいおり、毎年暮れに土地と家屋の調査に行きますが、どんなに早くても全部回るのに1週間はかかります。そのため、現場に行く前に、で

きただけ早く調査資料を整えられるようにする体制を早く構築しておかなければいけないというのは、職場は違いますが認識しています。

(委 員) 結合を認めないことで、運用を見直してくれるのだったら認めないという形でよいですが、もう運用自体は決まっているということで、個人情報の取扱いについて考えると、システムを入れたほうがスムーズに進むと思います。

(委 員) あくまでも導入するという前提であれば個人情報の結合自体には賛成です。

(委 員) 認める場合でも、何か意見を添えていただければと思います。

(会 長) 例えば、個人情報を電子計算組織で結合できないという判断をした場合は、別の制度を考えるしかないと思います。

(広報課長) 今回、共同サーバーに結合するということで諮問させていただいています。それが認められないというご判断をいただいた場合は、独自のサーバーを導入しないといけないうことになってしまうので、そうすると、単純計算で、年間で200万円ほど高くなってくるということになります。

(会 長) なぜ、被災後の罹災証明のために、独自サーバーで保管しなくてはいけないのかわからないです。ほかの様々な情報と一緒に、既に市が持っている情報ですが、なぜこの情報だけそのようにしなくてはいけないのかということの説明がないので引っかかっています。

(危機管理
担当副参事) このシステムは、調査に行くためのわかりやすい資料が速やかに出せ、またその後の調査データの読み込みが早いというのが最大の利点で、あくまでも被災した後の対応を少しでも早くするためのシステムとなっていますので、そこは何とぞご理解いただきたいと思います。

もちろん、このようなシステムは、このシステムだけではございませんが、東京都の場合はこのシステムが一番便利であると考え、このシステムを各市町村と共同で導入していきたいという話になったものです。

(委 員) 罹災したデータをつくるために、一番大変な部分である現地に行って情報を得るという部分は、全て市でやっているわけですね。そこまでやっているならば、府中市だけでデータを管理するような仕組みができるのではないかと思います。このシステムを入れれば、素早く整理されたものが出ますということ聞いても、一般の我々が聞くと何か

納得できない感じがします。

(危機管理
担当副参事) 共同利用型でもほかのシステムのクライアントサーバー型でも、システムの構築代はかかりますので、費用がかからないというのは基本的には考えづらいものと思います。

また、少し古いデータですが、東京都の資料では、新潟県柏崎市が災害にあったときは、手作業ですと約250日かかると想定された処理を、システム導入により約40日で処理できたとされております。

(広報課長) 罹災証明を早く出すのにこだわっているのは、基本的に罹災証明書をもとにその後の支援の内容が決められてくるものであり、罹災証明が出ないと支援が先に進まないため、何とかここを速やかに終わらせたいというところが一番の理由になります。

(委 員) このままでは認められませんが、審議会が事業自体の採用の可否を決めるということでないという状況だと思います。審議会として、コスト面などを理由として認められないという表現ができないのであれば、そうではない表現で再考してもらおうということになるのでしょうか。このままでは、一番大事な個人情報保護の問題についての議論が一向に進まないと思います。

(広報課長) 市長もこのシステムを導入するという方向性を出しておりますので、今回、このシステムに参加するうえで個人情報の取り扱いにずさんなところがあるか、市民が危険にさらされる可能性があるか否かのご判断をしていただくという諮問になっておりますので、認められないという場合は、電子計算組織の結合が認められない理由をご判断いただかなければいけないと思います。

(委 員) 導入前提であれば、電子計算組織の結合の扱いについては問題ないと思いますので、そういう意味では賛成です。

(会 長) そうですね。技術的なところはわかりませんが、安全管理上のところを見れば、共同利用型サーバーを管理している会社がしっかりしているかどうかというだけの話だと思います。

(委 員) 賛成の場合でも、データの安全はきちんと守るようにしてほしいと思います。

(委 員) 今回採用した場合でも、これはリースですので、これを超えるシステムなどが新しく出てきたときは、そちらを採用する可能性はあるのでしょうか。

(危機管理
担当副参事) リース期間中によい質のものが出来れば、当然東京都の方でも、改めてどうするべきか判断するものと思います。

(広報課長補佐) 諮問としては可否という形になりますが、皆様のご意見は会議録に残りますし、貴重なご意見として報告させていただくことになります。

(会 長) 技術的なところはわかりませんが、個人情報保護の観点からは、別に問題があるものではないと思います。
それでは、本件について、認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会 長) 賛成多数とのことで、本審議会としては、電子計算組織の結合の制限について認めることとします。ありがとうございました。

(広報課
事務職員) 諮問に対してお認めいただきましたが、過去に付帯意見をつけたこともありまして、例えば、本日の議論ですと、費用対効果については引き続き検証するですとか、データの安全性をきちんと守ることを求めるなどということをお答申に入れることもできます。

(会 長) それでは、今の2つを入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。
文面は、私と事務局で調整するということでお願いいたします。

(会 長) それでは、議題(2) 報告事項 個人情報取扱事務の届出の一覧について、説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは、報告事項ア 個人情報取扱事務届出の一覧について、事務局より説明させていただきます。見出し⑤、7ページに、資料3「報告事務一覧表」としまして、新たに目録に追加する事務、目録から削除する事務及び既に届け出た事務の内容を変更する事務がございますので、ご報告させていただきます。

内容の説明の前に、見出し⑦、「府中市個人情報の保護に関する条例」の12ページ、第9条をご覧ください。こちらの条文は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に

供することを定めたものです。第1項で、実施機関は、継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、市長に届け出ること、第3項で、届け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること、第4項で、当該届出について、市長は審議会に報告すること、第5項で、目録を作成し一般の閲覧に供することが定められております。本報告は、この規定に基づくものでございます。

それでは、見出し⑤、7ページ、資料3にお戻りいただき、表の「新たに目録に追加する事務」をご覧ください。詳細な説明は省略させていただきますが、被災者生活再建支援業務は本日諮問させていただいた事務となっております。そのほかの事務につきましては、サービス利用者等の氏名、住所、電話番号等、また、サービス利用の資格要件の確認等のため、個人情報を取り扱うものでございます。

次に、中段の表の目録から削除する事務につきましては、2事務ございまして、削除する理由は資料に記載しているとおりでございます。この追加・削除により、目録への掲載は現在の549事務から553事務になる予定でございます。

次に、下段の表の既に届け出た事務の内容を変更するものにつきましては、1事務ございまして、こちらは業務の委託開始に伴う変更となっております。

以上で説明を終了させていただきます。

(会 長) ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

(委 員) 言葉の確認ですが、12ページの第7条に、本人から収集しなければならないとあり、その第2項の5に、精神上的障害等の事由によりとあります。これから認知症の人がふえていくと思いますが、この精神上的障害等の事由に、認知症の人も含まれていると解釈してよいのでしょうか。

(広報課長補佐) おっしゃるとおりで、そのような場合は、本人以外から収集することができる項目に該当すると考えております。

(会 長) ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項 イ 府中市個人情報の保護に関する条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは、報告事項イ 府中市個人情報の保護に関する条例の改正について、事務局より説明させていただきます。見出し⑥、8ページに、資料4「府中市個人情報の保護に関する条例の改正について」をご覧ください。

本年7月より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の規定に基づき、マイナンバーを含む個人情報を、他の自治体とネットワークを介して情報連携できるようになっています。この情報連携に関しては、本市の個人情報の保護に関する条例において対応済みでございます。

本件につきましては、各自治体が条例で定める事務で、国の個人情報保護委員会が認める事務を独自利用事務として、法で定められた事務と同様に、自治体間の情報連携ができることとしたことから、本市の個人情報の保護に関する条例において、所要の改正を行ったものです。

一例でございますが、法で定める事務として、生活保護の措置に関する事務がございます。法では外国人に対する措置は対象としていないため、外国人に対する措置については、市の条例において定めております。このように法の趣旨と同一で、事務内容が類似しているものを独自利用事務としているものです。例えば、前住所地でしか所得状況がわからないというときに、自治体間で情報連携を行うということがございます。

――（資料4の読み上げについては省略します。）――

なお、見出し7に改正後の条例の全文を添付しております。

また、条例改正につきましては、条例の内容に重要な変更がある場合は、諮問をさせていただいておりますが、このたびの改正は、法で定められている規定を準用するものであることから、報告に代えさせていただきます。以上でございます。

(会 長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

(委 員) 16ページの訂正の請求というところで、自己情報の誤りがあると認めるときは請求ができるとありますが、これは自分の情報が開示された段階で手続をするのでしょうか。本来は、本人にとってみれば、開示される以前にチェックするような仕組みがないものかと考えるのですけれども、そういう方法がとれるのでしょうか。

(広報課
事務職員) 訂正の請求につきましては、通常、個人情報は公開されているものではありませんので、同ページの第17条に自己情報の開示請求ができる旨が定められていますけれども、その開示の請求をされて、自分の情報が市から提示され、そちらを見て間違いがあると思われたときに、訂正の請求をされるという流れが多くなっております。また、開

示請求以外でも、自分の情報を各種通知などで知って請求されることもあります。このように、何らかの状況で自分の情報を知ったときに請求がされるものです。

(広報課長補佐) あわせまして、マイナンバー制度の中でマイナポータルというものが始まりまして、マイナンバーカードをお持ちの場合は、自分で自宅のパソコン等で自分の記録を確認することができるようになっております。

(会 長) ほかにご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。次第の3 その他 について、事務局から何かありますか。

(広報課長) 議題ではございませんが、委員の皆様の任期が9月30日までとなっております。よほどの緊急性のある審議をいただくことがない限りは、本日が最後の審議会となると思いますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

今任期につきましては、特にマイナンバー関連で審議いただく内容がふえた任期でありました。皆様方の任期の前は、審議会の開催が年1回程度だったものが、多くて3回開催いただき慎重審議をいただいたものであります。この場をお借りしまして御礼申しあげます。今後ご留任いただく方もいらっしゃると思いますが、ご退任される方も、今後ともご指導ご鞭撻いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(会 長) ほかにございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして、本日の審議会を閉会とします。皆様ありがとうございました。